

平成22年度第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

文責：佐藤

- 1 日 時 平成23年2月10日（木）
午前10時00分から12時00分
- 2 会 場 市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 出席者 (委 員)
鈴木部会長、日高副部会長、田口委員、近藤委員、島村委員

(事務局)
田添介護保険担当主幹、中野在宅支援係長、吉野給付指導係長、山田
介護認定係長、大野事務、佐藤
- 4 欠席者 なし
- 5 議事内容
 - (1) 部会長と副部会長の指名
ア 事務局より、部会長と副部会長の指名について説明があり了承。
 - (2) 地域密着型サービス指定申請の手引きについて
ア 事務局より、地域密着型サービス指定申請の手引きについて資料1に基づき説明があり了承。
イ 質疑応答、意見等
問 1 資料1<参考7>の中に、市外被保険者の利用は定員の1割までとあるが、夜間対応型訪問介護については、1割を超えるのか。
答 1 夜間対応型訪問介護については、通常の事業実施地域として、国分寺市、国立市を含めており、それぞれの保険者から指定を受けている。その利用については、株式会社ジャパンケアサービス、国分寺市、国立市、府中市の4者で覚書を取り交わしており、利用定員300人の中で、国分寺市、国立市それぞれ1割の30人までと取り決めをしており、合計で60人を上限としている。介護保険事業計画第4期（平成23年度末）までは、現行のままとし、第5期か

らはサービス形態も変わってくると予想されるため、状況によって検討する。

問 2 認知症対応型共同生活介護の場合、2ユニット18人とする、その1割は1人となるのか。それとも2人となるのか。

答 2 定員の1割については、府中市内全体の定員総数をもとに算出する。
(事務局)

問 3 総数をもとに算出するとのことだが、他の認知症対応型共同生活介護事業所が他市被保険者を受け入れしており、1割を超えていると、受入れすることができないのか。

答 3 お見込のとおり。ただし、緊急を伴うケースは、個別対応を検討する。
(事務局)

問 4 現在、認知症対応型共同生活介護事業所は、市内に何か所あるのか。

答 4 6か所である。
(事務局)

問 5 府中市民の権利を守るということで、他市被保険者の利用制限を設けていると思うが、事業所の経営に配慮したうえで、1割は受け入れるという考えか。

答 5 お見込のとおり。
(事務局)

問 6 夜間対応型訪問介護は府中市内では、ジャパンケアサービスのみ事業展開しているのか。

答 6 お見込のとおり。平成24年度の介護保険法改正に向けて、24時間地域巡回訪問サービスの導入が検討されており、モデル事業を世田谷区にて行っている。夜間対応型訪問介護はその流れの中で、サービス形態が変わると予想されるので、そのあり方の再検討が必要である。
(事務局)

問 7 夜間対応型訪問介護については、ジャパンケアサービス以外の事業者にも事業参入の機会はあるのか。

答 7 もちろん利用者が選択できるよう複数の事業者が望ましい。しかし、夜間対応型訪問介護のように、利用者数の採算ベースが高い事業については、ひとつの保険者の中で、複数の事業者は現実的に難しい。また、適正な保険者規模についても、都内をみても区市町村によって大きく異なる。そのため、今後、地域密着型サービスの展開は複数の保険者の協定型にならざるを得ないのではないかと思う。
(事務局)

問 8 不正等で指定を取り消しする場合はどのようなシステムになって

いるのか。

答 8 (事務局) 施設に立ち入りをし、違法な部分があれば、指定取り消しをする。地域密着型サービスについては、指定権者である府中市が行うが、東京都と協議しながら、行政処分を下すこととなる。なお、平成23年4月から高齢者支援課の組織改編で、事業者指導係が独立する。これは、多摩地域で初めてであり、事業者の現地指導および監査を行い、その結果を判断していく。

問 9 事業所の指定を受けた後、6年ごとに更新とのことだが、その間のチェック体制はどうなっているのか。

答 9 (事務局) 平成20年度から検査体制の整備ということで、東京都より補助金を受け、整備をしている。事務受託法人という保険者の現地検査をサポートする法人とともに、22年度は、市内10か所の現地指導をしている。23年度は15か所行う予定である。市内には200以上の事業所があるので、全てとはいかないが、地域密着型サービスについても体制を徐々に整えていきたい。

問 10 地域密着型サービスの指導体制を充実してほしいが、保険者の考え方を伺いたい。

答 10 (事務局) 22年度、23年度は居宅介護支援事業所に注力したい。理由としてはケアプランを作成するケアマネジャーのレベルアップが介護保険サービス全体の底上げになると実感しているので、居宅介護支援事業所に力を入れたい。もちろん、地域密着型サービスについてもできる限り、現地指導していきたい。

問 11 地域密着型サービスは閉鎖的で入りづらい印象がある。第三者の目が入る仕組みはあるのか。

答 11 (事務局) 小規模多機能型居宅介護および認知症対応型共同生活介護については、第三者評価が義務付けである。また、府中市では介護相談員を事業所に派遣しており、外の風を運ぶ役割を担ってもらっている。

問 12 介護相談員とはどのような事業か。

答 12 (事務局) 公募によって選任し、専門的な研修を受けた相談員である。現在、府中市には、13人の介護相談員がいる。認知症対応型共同生活介護事業所には1人または2人派遣している。利用者の声を吸い上げるとともに、事業所内の様子や、職員の対応などを見てもらい、市に報告してもらう。その内容を事業所にフィードバックをすることにより、サービス向上を図るものである。

意見 1 介護保険事業計画第5期は、24時間地域巡回訪問サービスの導入が検討されているが、どのくらいのコールセンターが必要で、ど

のくらいの規模で行うのかまったく見えていない状態である。地域包括ケアの考えでは、1学区に1か所の拠点づくりが必要だが、設備に見合うのかなど、先が見えていない部分がある。そのため、第5期の保険計画は検討していく必要があるが、国の動きでかなり変わる。24時間地域巡回訪問サービスの導入に向けて夜間対応型訪問介護の組み換えが必要であり、自由競争ではあるが保険者の統制も必要だと思う。

意見2 地域密着型サービスについては保険者によって規模が異なるので、一概には言えないが、例えば、渋谷区は事業者数が少ないので、毎年実地指導しているとのことである。地域密着サービスについては、指定権者が府中市なので、実地指導していただきたい。

意見3 小規模多機能型居宅介護はケアマネジャーも同じ事業所であり、中立的な立場がとりにくい。外の目を入れ、風通しをよくしてほしい。

(3) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定について

ア 事務局より、指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定について資料2に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

問 1 ケアホームこまつ府中事業所の指定（開設）予定日が23年3月1日から4月1日に変更になり、建物が完成していないとのことだが、その遅延理由についてご説明いただきたい。

答 1 建設業者によると、断熱材が全国的に不足しており、納品が1か月ほど遅れたためとのことである。2月下旬完成見込みであり、2月24日に消防署の検査が予定に入っているとのことである。

問 2 水周りなどの設備は完成しているのか。

答 2 洗面台やユニットバスも入っていない状態である。

問 3 なぜ2階のベランダに目隠しがあるのか。

答 3 東側に東八道路があるため目隠しを設置している。

問 4 宿泊定員は9人とのことだが、個室は確保できているのか。

答 4 壁で仕切られていない2人部屋もあるが、間に家具を入れてプライバシーを確保できる空間にするとのことである。個室の確保できている。

- 問 5 近隣のグループホームえがおの家西府と利用者を取りあう懸念はないのか。
- 答 5 小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護とサービス(事務局)が異なるため、その点の懸念はない。
- 問 6 協力医療機関になのはなクリニックとあべ歯科クリニックと記載されているが、常駐ではなく、援助する医療機関なのか。
- 答 6 お見込のとおり。病状の急変等に備えて協力する医療機関である。(事務局)
- 問 7 ケアホームこまつ府中事業所は府中市で小規模多機能型居宅介護事業所として2か所目になるが、1か所目のよつや正吉苑の稼働率はどのくらいか。
- 答 7 平成22年12月時点で、登録定員は25人中15人である。登録利用者で亡くなった利用者や在宅での介護は難しく施設に入所した利用者もいるため、実数としては15人である。(事務局)
- 問 8 開設時に小規模多機能型居宅介護事業所に配置する介護職員がうまくいかないという話をきいたこともある。一般市民に小規模多機能型居宅介護とはどういうサービスか浸透しておらず、ケアマネジャーにしても理解が乏しいという声を聞くので、稼働率を伺った。府中市居宅介護支援専門員連絡会でもホームページによつや正吉苑の開設に合わせて、小規模多機能型居宅介護のページを作成し、ケアマネジャーに周知した。やはり苦戦しているようなので、稼働率を上げるよう、保険者としてもサポートしていただきたい。
- 答 8 広報ふちゅうにて3月中旬に地域密着型サービスについての記事を掲載し、周知をする予定である。(事務局)
- 問 9 よつや正吉苑のグループホームの稼働率はどうか。
- 答 9 ほぼ満床である。(事務局)
- 問 10 登録定員についてご説明いただきたい。
- 答 10 登録定員の25人が、通い、訪問、泊まりのサービスを受けることができる。(事務局)
- 問 11 宿泊定員9人が少ないと思うが、如何か。
- 答 11 基準省令の中で、通いサービスの定員の3分の1から9人までと定められている。しかし、緊急の場合は、仮の宿泊室にて対応することも必要になるのではないかと思います。(事務局)
- 問 12 小規模多機能型居宅介護を知っている利用者はほとんどいないため、ケアマネジャーからの情報に頼ることになるが、小規模多機能

型居宅介護事業所を利用するためにはケアマネジャーを変更しなければならない。そのため、担当ケアマネジャーとしては利用者が減ってしまうため、紹介しづらくなると思うが、その点について伺いたい。

答 12 (近藤委員) お見込のとおり、小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーがケアプランを作成するので、確かに、ケアマネジャーの中には件数が減るからといって紹介しないという者も中にはいると思う。しかし、サービス内容を周知して必要な人には情報を提供しなければならないと思う。

問 13 小規模多機能型居宅介護は看護の部分が充実しているサービスだが、利用者のニーズに応えられるものなのか。利用者の期待感があがってしまって、利用後にそんなはずではなかったということもあると思う。看護師が配置されているが、介護職員の力量を高めるための研修はどのような体制をとっているのか。

答 13 (事務局) ケアサービスこまつは医療を必要にしている方のサービスに対して、自信を持っている。医療面で特別養護老人ホームに入所できない利用者の受け入れもしている。研修については、介護職員の力量がどの程度かというのを測ることはできないが、医療機関との連携については、代表者が看護師なので、つながりを持っている。

問 14 2か所の医療機関としか提携していないが、もっと多くの医療機関と提携するべきではないか。

答 14 (事務局) 記載はしていないが、近隣市の私立病院とのつながりがあるので緊急時の対応が可能と口頭で聞いている。研修に関しては、小規模多機能型居宅介護事業所の指定にあたっては、代表者、管理者、計画作成担当者が東京都の認知症関係の研修を修了していれば、基準は満たすことができる。

問 15 資料2-2のその他の費用のところで、1泊あたり4,000円とのことで、下線が引かれているがその理由についてご説明いただきたい。

答 15 (事務局) 宿泊については自費であり、1泊あたり4,000円である。よつや正吉苑は2,000円だが、府中市から土地の貸付を受けているので、低額に設定するようお願いした結果である。下線が引かれている理由としては、お送りした資料から変更があったためである。申請時は、1泊あたり4,500円にて申請されたが、その中に日用品費を含めており、一律徴収することだったので、利用者を選択に基づくよう要望を出し、その結果、1泊4,000円、日用

- 品費 5 0 0 円（利用者の選択による）に変更となった。
- 問 16 食事は宿泊費に含まれないのか。
- 答 16 朝昼夕それぞれ 5 0 0 円である。
(事務局)
- 問 17 開設が 1 か月延期したことによる影響はどうか。家賃は 1 か月いくらか。
- 答 17 事業者とオーナーと調整中とのことである。家賃は月あたり 6 5 0, 0 0 0 円である。
(事務局)
- 問 18 オーナー整備型とは、地主が建物を建設するのか。
- 答 18 お見込のとおり。
(事務局)
- 問 19 建設費の総額はいくらか。
- 答 19 補助対象で 6, 0 0 0 万、対象外で 6 5 0 万、合計で 7, 0 0 0 万弱くらいである。
(事務局)
- 問 20 おむつは自己負担か。
- 答 20 お見込のとおり。
(事務局)
- 問 21 1 月に送付された資料に比べて、常勤換算の数値が減少しているが、人員が減ったのか。
- 答 21 非常勤専従の看護師の中で、宿直のみを担当している職員がいるが、その場合常勤換算に含めることができない。含めた数値で申請されたため、修正をお願いした。
(事務局)
- 問 22 人員は確保できているのか。
- 答 22 すでに同法人の三鷹市にある小規模多機能型居宅介護事業所にて研修を行っている。確保はできているとのことである。
(事務局)
- 問 23 現在、多磨町に建設している施設も地域密着型サービスの事業所か。
- 答 23 地域密着型サービス事業所ではなく、高齢者専用住宅である。東京都のモデル事業として、補助金を受け行っている。設置を必要とする状況としては、具体的にいうと、やすらぎ高齢者住宅に入っている高齢者が、要介護状態になり、生活ができなくなっている。管理人がケアをしている状況が発生している。特別養護老人ホームに入所できない要介護者をどのように支えていくか、その隙間を埋める受け皿として考えている。なお、医師は常駐しないが、待機所がある。診療所を開設するわけではない。
(事務局)
- 問 24 どこの運営法人が行っているのか。

答 24 社会福祉法人多摩同胞会である。
(事務局)

問 25 府中市居宅介護支援専門員連絡会のホームページにデイサービス
(事務局) 等の利用状況がわかるようにしているページがあるが、地域密着型
サービスの内容についても加えていただけないか。

答 25 もちろん加えたいと考えており、予定もしている。ホームページ
(近藤委員) 作成担当が該当事業所に話をしており、調整中である。

(4) その他

ア 事務局より、平成23年度の開催予定について参考資料に基づき説明があり了承。

(5) 開催日程について

次回開催予定は平成23年4月の中旬を予定しているが、各委員の要望を踏まえて、後日連絡することです承。

以上